活 動 火 山 対 策 特 別 措 置 法  $\mathcal{O}$ \_ 部 を改 正 する 法 律 案 ( 閣 法 第七 兀 号) (衆 議 院 送 付 要旨

本 法 律 案 は 活 動 火 Щ 対 策  $\mathcal{O}$ 強 化 を 义 る た め、 活 動 火 山 対 策  $\mathcal{O}$ 総 合 的 な 推 進 に 関 する 基 本 的 な 指 針  $\mathcal{O}$ 策 定

に 0 1 て 定  $\otimes$ るととも に、 火 山 災 害 警 戒 地 域 に お け る 警 戒 避 難 体 制 を 整 備 す る 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ ようとす る

 $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お り で あ る

法

律

 $\mathcal{O}$ 

目

的

に、

活

動

火

山

対

策

 $\mathcal{O}$ 

総

合

的

な

推

進

に

関

す

る

基

本

的

な

指

針

) 以

下

「基

本

指

針

とい

. う。 )

 $\mathcal{O}$ 

策

定 及 び 警 戒 避 難 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に 0 11 て 規 定 するととも に、 生 命 及 び 身 体  $\mathcal{O}$ 安 全 を 図 る 対 象と なる 者  $\mathcal{O}$ 例 示 لح

して、登山者を加えることとする。

内 閣 総 理 大 臣 は 基 本 指 針 を 定 め なけ れ ば な 5 な いこととする。

三 内 閣 総 理 大 臣 は 基 本 指 針 に 基 づ き、 カゝ つ、 火 Щ  $\mathcal{O}$ 爆 発  $\mathcal{O}$ 蓋 然性 を 勘 案して、 火 Щ 0 爆 発 に よる 人 八的災

害 を 防 止 する た め に 警 戒 避 難 体 制 を 特 に 整 備 す べ き 地 域 を、 火 山災 害警 戒 地 域 〇 以 下 警 戒 地 域」 と いう。)

として指定することができることとする。

兀 警 戒 地 域 0) 指 定が あ 0 たときは、 当該警 戒地域をその区域に含 む 都 道 府県及び市町 村 は、 警 戒 避難 体 制

 $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 L 必 要 な 協 議 を 行 う た め、 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長、 気 象 台、 地 方 整 備 局 自 衛 隊 警

消 防 火 Ш 専 門 家 等 カュ 5 成 る 協 議 会 ) 以 下 火 山 防 災 協 議 会 と V · う。 ) を 組 織 す る Ł 0 とする

五. 地 方 防 災 会 議 は 警 戒 地 域  $\mathcal{O}$ 指 定 が あ 0 た と き は 火 Щ 防 災 協 議 会  $\mathcal{O}$ 意 見 を 聴 11 た 上 で 地 域 防 災 計 画

に お 11 て 火 Ш 現 象  $\mathcal{O}$ 発 生 及 び 推 移 12 関 す る 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び 伝 達 並 び に 子 報 又 は 警 報  $\mathcal{O}$ 発 令 及 び 伝 達 、 住

民 等 が لح る べ き 避 難  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 避 難 場 所 及 び 避 難 経 路 救 助 に 関 す る 事 項 な ど 警 戒 避 難 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に

関 す る 事 項 を 定 8 な け れ ば な 5 な 1 こととす る。 ま た、 市 町 村 長 は 火 Щ 情 報  $\mathcal{O}$ 伝 達 方 法 避 難 場 所 及

避 難 経 路 12 関 す る 事 項 な تلح を 記 載 L た 印 刷 物  $\mathcal{O}$ 配 布 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ な け れ ば な ら な 11  $\sum_{}$ لح لح す る

六

警

戒

地

域

内

 $\mathcal{O}$ 

集

客

施

設

及

び

主

لح

L

て

防

災

上

 $\mathcal{O}$ 

配

慮

を

要

す

る

者

が

利

用

す

る

施

設

0

所

有

者

又

は

管

理

者

は

施

75

設 利 用 者  $\mathcal{O}$ 円 滑 か 0 迅 速 な 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 を 义 る た 8 0 計 画 避 難 確 保 計 画 を 作 成 す る と と ŧ に、 れ に 基

づ き 避 難 訓 練 を 行 わ な け れ ば な 5 な 11 こととする

七 地 方 公 共 寸 体 は 火 Щ 現 象  $\mathcal{O}$ 発 生 時 に お け る 登 Щ 者 等  $\mathcal{O}$ 円 滑 カ 0 迅 速 な 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 を 図 る た 8 登 Щ 者

等 に 関 す る 情 報  $\mathcal{O}$ 把 握 に 努 8 な け れ ば な 6 な い こととするととも に、 登 Щ 者 等 は 火 Ш 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 関 係

者 لح  $\mathcal{O}$ 連 絡 手 段  $\mathcal{O}$ 確 保 等 に 努 め る ŧ 0 とする。

八 国及び地方公共団体は、 大学その他 の研究機関相互間 の連携の強 化並びに火山現象 に関 し専門的な知識

又は技術を有する人材の 育 成及び 確保に 努め な け れ ばならないこととする。

九 その他所要の規定の整備を行うこととする。

この法な 律 は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行することと

する。